

北広島町農業委員会第4回総会議事録

事務局 (第4回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号5番、6番をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、農地法3条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和5年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

2番 10月15日に現地確認を致しました。譲渡人とは電話での確認となっておりまして、摘要欄のとおり内容でありました。譲受人は、以前から農業経営をしております。今回の申請地で自家菜園と野菜栽培を考えての申請となっております。また、申請地ですが、以前の農地パトロールでB判定をしている農地だったのですが、今回の農地パトロールで重機を用いて開墾をされておりまして、排水の方を現在行っておられる最中でした。以上のようなことから、譲受人には、労働力、技術力、農業経営的にも就労面でも問題はないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないものと考えられます。以上でございます。よろしくをお願いします。

会長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご質問はございませんか。

会長 他に質問はありませんか。ないようでしたら、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願い致します。

2番 10月15日に圃場にて譲受人と面談を行いました。耕作人であった申請人の父が施設に入り、

管理が不可能ということで、現在は申請人が管理を行っておる状態です。譲受人ですが、町外で、かなり遠いのですが、農事組合法人の組合員の農家となっており、農作業も行っております。また施設園芸でほうれん草を作っておられる農家ですので問題ないと思われます。申請地は、用地面積は狭いのですが、現在休耕田となっておりますが、自家菜園や花壇を作っておられるようです。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思ひます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

会 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませぬか。

会 長 他にご質問ありませぬか。それでは質疑を打ち切つて採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われぬ方は挙手をお願ひします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従つて、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について事務局より説明をお願ひします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願ひ致します。

2 番 10月15日に譲受人と圃場にて面談を行いました。譲受人は以前から申請地で営農を行つておられます。現在は家庭菜園の他に一部ですが産直市にも出されている状況です。譲受人ですが、現在も農業経営を行つており、これからも申請地を購入した際は、営農活動を続けていくことを確認しております。近隣の農地にも影響はない事と思われます。譲受人ですが、技術力労働問題ないと思われます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思ひます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

会 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませぬか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切つて採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われぬ方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従つて申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願ひします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願ひします。

- 1 番 10月9日に現地確認を致しました。行政書士とも電話連絡し、後日譲受人の母親とも面談を致しました。譲渡人は広島に住んでまして、昨年までは、畑の方を家庭菜園を作っておられ、時々来ては野菜を作っておられたそうです。高齢でできないから譲りたいということでこの案件になっております。譲受人は自家用野菜、後一部田んぼがあるんですが作業委託でやっておられます。場所につきましては、譲受人宅の裏手が田んぼでございます。畑につきましては、譲受人宅から600メートル離れた位置に畑は位置しております。トラクター、草刈り機等も保有しておられ、引き続き親子で管理されることを確認しております。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 会 長 10月18日に現地確認に行っておりました。農業機械等はありませんので、委託してやってもらおうそうです。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 職務代理 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
- 委 員 (なし)
- 職務代理 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号5番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会長 10月18日に現地確認に行っておりました。今後も変わらず作って頂けると考えます。以上のこのことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしくをお願いします。以上です。

職務代理 それでは番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

3番 譲渡し人のその他の農地の状況はどうなっていますか。

事務局 (補足説明)

職務代理 その他ご質問ご意見ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和5年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。7番案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7番 去る17日に現地の確認を致しました。20年前には場整備をしたときに既に水路ができており、今回社長が変わられたため、この申請となっていると思われま。ブロック塀をやり水路のほりまで管理してある形での造成もしてあります。工場が出来たとき少し空地があったと思いますが、現在工場も若干増設され、ギリギリまで工場が広がっている状態です。田に影響もなく他にも影響もなく、許可相当と思えます。

会長 ありがとうございます。番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

委員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 去る 10 月 11 日に現地確認及び関係者と面談を行ってきました。地図番号 21 ページをご覧下さい。対象の上側は宅地でございます。ここに縦列駐車をされており、出入りの場合一番奥の車を出すときには、全て車を出さなければならず、大変苦慮されていると伺っています。この対象農地 2 面は道路、一面が宅地、もう一面は申請人が畑として利用されています。隣接農地への影響もなく、許可相当と思います。ご審議の程よろしく御願致します。

会 長 ありがとうございます。番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 5 年 10 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。9 番案件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 去る 10 月 11 日に現地確認及び関係者と面談を行ってきました。譲受人譲渡し人は親子関係でございます。面積が 500 m²を超えるため理由書を付けられております。細長く使えないところが 54 m²あることから理由書が添付されています。盛り土規制法について、今回は高さは 30cm 以下のため対象外となっております。許可相当と思われるので、ご審議の

程よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。それでは番号 9 番について質疑に入ります。ご質問ご意見を願
いします。

会 長 他にご質問はございませんか。

3 番 盛り土規制法は 30cm 以上が該当ということですか

13 番 1m です。

3 番 事務局はそういった内容を受付時に、チェックはしていますか

事務局 申請書の受付時には、盛り土規制法の対象となるかどうかの確認をお願いしております。

3 番 その他の事も申請書の受付時に確認されているのですね。

事務局 確認をお願いし、許可見込みと判断し議案として提出させていただいています。

会 長 他にご質問はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良い
と思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農地転用（農業用施設）届について

会 長 議案第 4 号農地転用（農業用施設）届について、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の
規定により別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和 5 年 10 月 20 日提出 北広
島町農業委員会 会長 下岡 道範。

職務代理 それでは 10 番案件について説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会 長 去る 10 月 18 日に現地確認を行いました。譲渡したところに農業用倉庫が建っていた。
これは譲受人から指摘を受け、顛末書を付けて今回の申請となっております。ご審議の程
よろしく申し上げます。

職務代理 ありがとうございます。番号 10 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 5 号 非農地証明申請について

会 長 議案第 5 号非農地証明申請について、非農地証明現地証明現地調査員の調査の結果、別紙申請について、非農地証明を発行することについて承認を求める。令和 5 年 10 月 20 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。

会 長 番号 11 番について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 対象農地は大変広大な面積ですが、去る 10 月 11 日に調査を実施しております。現地に踏み入れないような状況で、ささとススキが生い茂り、対象地の境界もはっきりしない状況です。周りは立木がたっております。この地の利用状況は逐次見ておりますが、この 3 年間は、管理は全くなされていない状況です。周りは山林ですし、営農になんら支障はないと判断しております。ですので、この非農地証明は妥当であると判断しております。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは番号 11 番について、質疑に入ります。質問ご意見をお願いします。

16 番 ここの入りのもう一筆は対象ではないのですか。

6 番 ここは対象ではありません。

3 番 隣接している原野等の利用状況はどうなっていますか。

6 番 ここは、集落の入りの入り口。県道と町道の交差点に位置しており、私どもが土地を借り受け中山間の農業用倉庫と森林整備をする炭窯を設置して炭を焼いております。

会 長 台帳が山林、現況が山林だがこの証明の申請をすべきか。

事務局 国の事業を投資されて、登記地目山林となっておりますが、一旦は採草放牧地として開発されています。そういうことで農地台帳に上がってきておりましたが、先ほどから言われるように、そこでの作付けを止められたときから、山林原野ということで課税がされておりますので、台帳もそのように載せさせていただいております。

会長 全てが採草地だったということか。

6 番 区画整理はしてありますが、図面上では全く分かりません。

会長 他にありませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。したがって申請のとおり証明を発行することに決定しました。番号 12 番について、事務局説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 8 月頃にも事務局と現地立会しております。17 日にもう 1 回現地確認しております。写真のとおり田がどこか全く分からない状態で、近隣住民に聞けば迷惑しているということでした。この申請地は現況に返すことは出来ないと思いますし、申請どおり証明しても問題ないと思われま

会長 ありがとうございます。それでは番号 12 番について、質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。したがって申請のとおり証明を発行することに決定しました。

議案第 6 号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会長 議案第 6 号農業振興地域整備計画の一部変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により意見聴取があったので、意見を求める。令和 5 年 10 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 ありがとうございます。議案第 6 号について、質疑に入ります。質問ご意見をお願いします。

6 番 別紙1（イ）の施行年度に誤りはありませんか。

事務局 Sの方に訂正をお願いします。

会長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。議案第6号について申請のとおり意見なしとしてもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手全員）

会長 挙手全員です。したがって議案第6号について意見なしとすることに決定しました。

議案第7号 畑地化促進事業に係る証明について

会長 議案第7号畑地化促進事業に係る証明について、畑地化促進事業にかかる交付金申請について、別紙のとおり証明することについて意見を求める。令和5年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案説明）

会長 ありがとうございます。議案第7号について、質疑に入ります。質問ご意見をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。議案第7号について申請のとおり証明してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手全員）

会長 挙手全員です。したがって議案第7号について申請のとおり承認することに決定しました。

議案第8号 農地利用集積計画について

会長 議案第8号農地利用集積計画、農地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農地利用集積計画（5-1）について意見を求める。令和5年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案説明）

会長 ありがとうございます。議案第8号について、質疑に入ります。質問ご意見をお願いします。会長 ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。議案第8号について申請のとおり決定してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員（挙手全員）

会長 挙手全員です。したがって議案第8号について申請のとおり決定することとしました。

以上で本日提出議案の審議を終わります。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 5 年 月 日

会長

印

議事録署名者

印

議事録署名者

印